

## 払戻金制度に関する事項

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 事業所所在地 | 静岡県静岡市駿河区下川原六丁目 26 番 30 号 |
| 許可番号   | 22-ユ-300981               |
| 明示対象   | 求人者及び求職者                  |

当社は、職業安定法に基づき、返戻金制度に関する事項を以下のとおり明示します。

### 1. 返戻金制度の有無

当社は、返戻金制度を設けています。

### 2. 返戻金制度の内容

当社の紹介により就職した求職者が、入職後に自己の都合により退職した場合には、求人者から受領した紹介手数料について、下表の基準により払い戻します。

| 退職時期       | 払戻割合 |
|------------|------|
| 入職後 7 日未満  | 100% |
| 入職後 1 か月未満 | 100% |
| 入職後 2 か月未満 | 50%  |
| 入職後 3 か月未満 | 20%  |
| 入職後 3 か月以上 | なし   |

※<sup>1</sup> 「1 か月未満」等の期間は、入職日を起算日として応当日の前日までをいいます。たとえば、1 月 1 日入職の場合、1 月 31 日までの退職を「1 か月以内」とします。

※<sup>2</sup> 「2 か月以内」：1 月 1 日入職の場合は 2 月 1 日以降、2 月末日までの期間が該当になります。

### 3. 払戻制度の適用条件

次の各号のすべてを満たす場合に限り、払戻制度を適用します。

- (1) 当社の紹介により採用された求職者であること。
- (2) 求人者が当社に対する紹介手数料を支払済みであること。
- (3) 退職の理由が、求職者本人の都合によるものであること。
- (4) 求人者が、退職日の翌日から起算して 30 日以内に、退職日及び退職理由を当社へ書面、電子メールその他記録に残る方法で通知すること。

### 4. 払戻制度の適用除外

解雇、雇止め、退職勧奨その他求人者側の事情により退職した場合、労働条件相違・賃金不払・法令違反・ハラスメントその他就業環境に重大な問題があった場合、天災地変・事業所閉鎖等の不可抗力による場合、又は非常勤・スポット就業等で個別契約において払戻対象外と明示した場合は、対象外とします。

### 5. 払戻方法

求人者から退職通知及び必要資料を受領し、当社が内容を確認した後、原則として 30 日以内に、求人者指定口座へ振込送金の方法により払い戻します。振込手数料の負担方法は、個別契約の定めによります。

### 6. 個別契約との関係

本書面は、当社の払戻制度の基本事項を示すものです。法令に反しない範囲で、職業紹介契約書又は覚書において、より具体的な定めをすることがあります。ただし、その場合であっても、払戻制度の有無及び内容は、求人者及び求職者に対し明示します。

本書作成：2026 年 4 月 1 日

許可番号 22-ユ-300981

事業所名称 ノーブルサーブ株式会社

事業所所在地 静岡県静岡市駿河区下川原六丁目 26 番 30 号

